

ギリシャ

特許規則

1987年12月31日省令第15928号改正

官報発行日に施行

目次

第1章 一般規定

第1条 定義

第2条 就業日

第3条 代理

第2章 特許出願

第4条 願書の提出

第5条 発明の明細書

第6条 発明のクレーム

第7条 発明の要約

第8条 図面の様式

第9条 出願書類の提出

第3章 最終規定

第10条 特許出願の登録

第11条 実用新案証出願

第12条 実務上の詳細

第13条 施行

第1章 一般規定

第1条 定義

本規則の適用上，次の定義を採用する。

- (a) 「O.B.I.」とは，アテネに所在する工業所有権庁をいう(1987年法律第1733号)。
- (b) 「特許出願」とは，特許の付与を求める出願をいう。
- (c) 「実用新案証出願」とは，実用新案証の付与を求める出願をいう。

第2条 就業日

O.B.I.の就業日の日数は，工業，エネルギー及びテクノロジー省のものと同じとする。

第3条 代理

- (1) O.B.I.に自ら出頭する権利又はこれに書類を提出する権利は，特許出願若しくは実用新案証出願の受益者又はそのそれぞれの弁護士に帰属する。
- (2) 代理人たる弁護士は，該当書類をO.B.I.に提出することにより自らの権限を弁明するものとする。代理人の署名の真正性は，公証人又は公的機関によって証明されなければならない。
- (3) 特許又は実用新案登録証の出願人がギリシャ国内に住所又は居所を有していない場合，かかる出願人は代理人を任命するとともに，アテネの裁判所の管轄に服する旨宣言する。

第2章 特許出願

第4条 願書の提出

(1) 特許の願書はO.B.I.に2通提出するものとし、またかかる願書は1987年法律第1733号第7条(1)及び(2)の要件を具備しなければならない。明細書、クレーム及び要約は、ギリシヤ語、英語、フランス語又はドイツ語の何れにおいても提出することができる。英語における提出の場合、1987年法律第1733号第7条(9)にしたがって、4月以内に翻訳文を提出しなければならない。また1987年法律第1733号第7条(2)により出願人は、同期間中、最終的な説明書を必要に応じて提出することができる。

(2) O.B.I.は、特許又は実用新案証の付与出願の主題の要件を完成するための願書を提供する。かかる願書の様式及び内容は、O.B.I.の管理評議会によって決定される。

(3) 願書は書留郵便によってもまた提出することができる。この場合、出願日はO.B.I.が願書を受領した日とみなされる。

第5条 発明の明細書

(1) 発明の明細書においては先ず、願書に記載された発明の名称を表示する。

(2) 明細書には次の事項を記載する。

(a) 発明が関係する技術分野の定義

(b) 出願人の意見として、発明を理解する上で有用と思われる先行技術水準の記述(先行技術水準を反映する最終的文献を明細書中に注記してもよい。)

(c) 問題とその解決法とを理解し得るような、適切な技術用語による、クレームにおいて定義された発明の説明

(d) 先行技術水準と比較して発明の利点があるならば、その記述

(e) 図面中に図があれば、その簡単な説明

(f) クレームに記載された発明を実施するための少なくとも1つの方法の、実施例を用いた詳細な説明

(g) 発明を産業上実施し得る方法の率直な開示

第6条 発明のクレーム

(1) 発明のクレームでは、発明の技術的特徴に基づく必要な保護の範囲及び内容を限定する。

(2) 適切な場合、クレームには次の事項を記載するものとする。

(a) 発明の主題の指定を示す記述、及び発明の主題を限定するために必要であり、かつ組合せにより先行技術水準の一部を構成する技術的特徴

(b) (a)と共に必要な保護を確定する、発明の技術的特徴を述べた特徴部分

(3) 特許出願には、少なくとも1又は2以上のクレームが含まなければならない。複数のクレームが含まれる場合には、これにアラビア数字で連続番号を付すものとする。

(4) 発明の主たる特徴に言及するクレーム(主クレーム)に続けて、他のクレームのすべての特徴を包含する他の1又は2以上の特定クレーム(従属クレーム)を記載することができる。

(5) 従属クレームの初めには、可能な限り、その関連する主クレーム又は従属クレーム、及び保護が求められる付加的特徴を記載しなければならない。

(6) クレームは、「明細書のどこそこに記載されるような」とか、「図面の第何図に示される

ような」などというように，明細書又は図面の引用に依拠してはならない。

(7) 願書には特に次の事項を記載する。

(a) 製品に関する主クレーム，製造方法に関する主クレーム及びかかる製品の用途に関する主クレーム

(b) 方法に関する主クレーム及びかかる方法を実行するため特に設計された装置若しくは手段に関する主クレーム，又は

(c) 製品に関する主クレーム，製造方法に関する主クレーム及びかかる方法を実行するための装置若しくは手段に関する主クレーム

第7条 発明の要約

(1) 要約には発明の名称を表示するとともに，明細書，クレーム及び図面に記載された情報を簡潔に述べるものとする。また要約には特に次の事項を記載する。

(a) 発明の分類を容易にするため，発明が関係する技術分野の定義

(b) 関係する発明の技術的課題を解決するための方法

(c) 発明の主たる用途

(d) 発明を特徴づける化学式がある場合にはその記述

(2) 要約は，発明の評価のために申し立てられる利点又は賞に関する記述を含んではならない。

(3) 可能な限り，要約の字数は 150 語以下とする。

(4) 要約は，願書に添付図面があるときはそれに言及しなければならない。

第8条 図面の様式

(1) 使用領域は 26.2cm×7cm を超えてはならない。また，用紙には使用部分の周囲に枠を設けてはならない。

(2) 図面の周囲に設けるべき最小の余白は次のとおりとする。

(a) 上部：2.5cm

(b) 左側：2.5cm

(c) 右側：1.5cm

(d) 下部：1.0cm

(3) 図面は次の制限にしたがわなければならない。

(a) 図面は，黒色の線及び消えにくい記号で作成する。線は，濃く，輪郭が明瞭で，かつ均一に太くなくてはならず，また彩色はしない。

(b) 断面はハッチングで表示するが，このハッチングで引出線の明瞭な読み取りが妨げられてはならない。

(c) 図面及びグラフの大きさは，2/3 の縮尺による写真製版が実行できるものでなければならない。

(d) 数字，文字及び引用符号は，図面を示すためにこれを用いることができる。括弧，円又は逆コンマは，数字や文字と関連付けて用いてはならない。数字及び文字の高さは 0.32cm 以上とする。図面中の文字にはラテン語及びギリシャ語のアルファベットを用いなければならない。

(e) 図面中の線は製図器具を用いて描くものとする。

- (f) 図面には、用紙の番号とは関係なく、アラビア数字で連続番号を付さなければならない。
- (g) 図表は図面とみなされる。

第9条 出願書類の提出

- (1) 特許又は実用新案証の出願書類は、写真撮影、静電処理、オフセット印刷及びマイクロフィルムにより数に制限なく複製し得るものでなければならない。用紙には、裂け目、折り目及びしわがあってはならない。用紙は1面のみを用いなければならない。
- (2) 書類は、白色で、平滑な、艶消しの、柔軟な、かつ耐久性ある A4 版(29.7cm×24cm)の用紙を用いる。各用紙は上から下に向かって用いなければならない(縦長)。
- (3) 各書類は新しい用紙で始めなければならない。用紙は、容易に分離し得るようにクリップで綴じるものとする。
- (4) 第8条(2)にしたがい、最小余白は次のとおりとする。
 - (a) 上部：2.0cm
 - (b) 左側：2.5cm
 - (c) 右側：2.0cm
 - (d) 下部：2.0cmまた、用紙の最大余白は次のとおりとする。
 - (a) 上部：4.0cm
 - (b) 左側：4.0cm
 - (c) 右側：3.0cm
 - (d) 下部：3.0cm
- (5) すべての出願用紙にはアラビア数字で連続番号を付すものとする。数字は用紙の上部中央に記載するものとするが、ただし、上部の余白に記入してはならない。
- (6) 明細書及びクレームの各用紙においては、5行ごとに行番号を付すものとする。なお、かかる行番号は用紙の左側で、左側余白の右側に記入する。
- (7) すべての書類はタイプ又は印刷されなければならない。ただし、グラフィック記号及び化学式又は数式のみ手書であってもよい。印字は暗色でなければならない。
- (8) 計量単位はメートル法で表示し、温度は摂氏で表示する。他の物理的な値に対しては、国際的慣行で認められている単位を用いるものとする。
- (9) 願書においては終始一貫して同じ用語及び記号を用いるものとする。
- (10) 用紙には、消し跡、重ね書き及び行間挿入があってはならない。

第3章 最終規定

第10条 特許出願の登録

特許出願は、「国防関係の発明」に関する1963年法律第4325号第2条及び第3条の規定の相対的適用により、登録簿のA巻、「国内出願」に記録されるものとする。

第11条 実用新案証出願

- (1) 本規則中の規定は、第10条を除き、実用新案証出願についても準用する。
- (2) 実用新案証出願又は特許出願の実用新案証出願への変更宣言は、「実用新案証出願」と表示して出願登録簿に記録する。

第12条 実務上の詳細

登録簿の維持及び特許出願又は実用新案証出願に係るその他の正式手続に関する規則は、O.B.I.の管理評議会の決定により定められる。

第13条 施行

本規則は、これが官報に公告された日から効力を生じるものとする。
本規則は、官報において公告されるものとする。